

雄勝文化会館 施設使用料

区分数		一時間あたり	午前	午後	夜間	全日	冷暖房費
時間			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	
メインホール	土日祝		9,000	12,000	12,000	29,700	基本料金の 60%を加算
	平日		7,500	10,000	10,000	24,000	
視聴覚ホール		600	1,800	2,400	2,400	5900	
第1楽屋			300	400	400	1000	
第2楽屋			300	400	400	1000	
第1研修室		200	600	800	800	2000	
第2研修室		200	600	800	800	2000	
防音サークル室		700	2,100	2,800	2,800	6900	
ふるさとホール		400	1,200	1,600	1,600	4000	
会議室		300	900	1,200	1,200	3000	
創作活動室		400	1,200	1,600	1,600	4000	
調理実習室		600	1,800	2,400	2,400	5900	
和室1（茶室付）		200	600	800	800	2000	
和室2		200	600	800	800	2000	
和室3		200	600	800	800	2000	
ギャラリー・クローク・ホワイエ		900	2,700	3,600	3,600	8900	
シャワー室			300	400	400	1000	

◆入場料などを徴収する場合の加算（1,000円以下の場合には加算しない）

1. 入場料の金額が一人当たり1,001～3,000円以下の場合 100分の50
2. 入場料の金額が一人当たり3,001～5,000円以下の場合 100分の100
3. 入場料の金額が一人当たり5,001円以上の場合 100分の150

※複数の入場料が設定されている場合は最も高い金額を基準とする。

◆商品の宣伝・展示即売等営利を目的として使用する場合は、基本使用料に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。

※やむを得ない事情により、エントランスホール、コリドール及び館外施設を使用した場合の使用料は、それぞれ視聴覚ホールと同額とする。

◆メインホールに限り、準備・リハーサル・練習等で舞台のみを使用する場合は、基本使用料の100分の50を乗じて得た額とする。ただし、興行を目的とした営利公演の場合は、この規定を適用しない。

◆午前と午後、あるいは午後と夜間を通しての使用は、それぞれの基本使用料の合計額とする。

◆使用許可事項以外に商品等特殊物品について特に保管を要する場合は、使用日時に応じた基本使用料を徴収する。

◆冷暖房を使用する場合は、基本料金に100分の60を乗じて得た額を加算する。

◆使用許可を受けた各々の時間区分を超過して使用した場合は、1時間につき超過した時間が属する区分に応じて基本料金（設備使用料及び冷暖房料を含む）の額の100分の30を超過使用料として徴収する。